

節税レポート



平成 18年 5月号

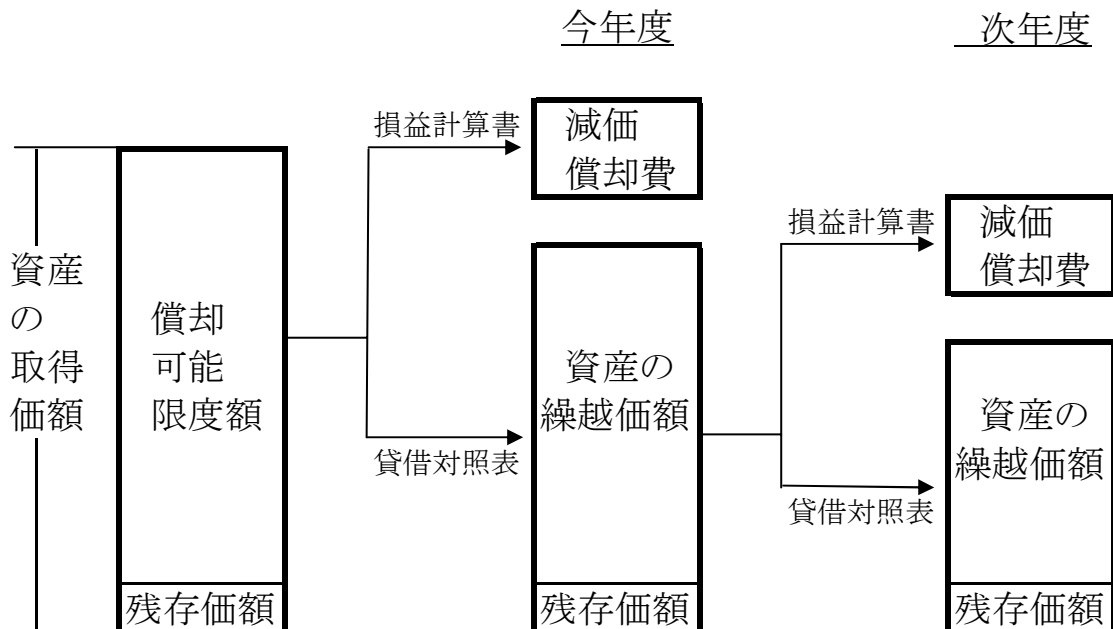
発行日 2006.5.1.

今月のテーマ 減価償却費

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

1 減価償却とは

減価償却資産の取得価額を、その使用期間にわたって費用配分する手続き。法人税法においては、課税の公平から、取得価額、耐用年数、償却額等をルールづけている。



発行 岡崎駿志税理士事務所
住所 〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL 03(5287)6818
FAX 03(5287)6819
Eメール okaza-oz@s2.webjapan.ne.jp
URL www.kaikei-home.com/okazaki-office

ハ. 指定事業 製造業、建設業、卸売業、小売業、
飲食店業、サービス業
(飲食店業、サービス業には一部対象に
ならないものがあります。)

ニ. 償却限度額

普通償却限度額 + 特別償却限度額



取得価額 × 30%

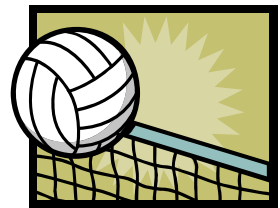
* 特別償却限度額は期中取得でも、月数按分しません

② 税額控除

資本金3,000万円以下の中小企業は、①に代えて税額控除を
選択できる

税額控除限度額 = 取得価額 × 7%

(ただし、法人税額の20%まで)



③ リース物件も税額控除の対象となります。

イ. 対象資産 機械 リース費用総額 210万円以上
器具備品 リース費用総額 160万円以上

ロ. 税額控除限度額

リース費用総額 × 60% × 7%

* 特別償却と税額控除 どちらが得か？

理論上は税額控除だが、これには上限があり、1年しか繰
越せないなので、企業の状況を勘案し個別に判断しなけれ
ばならぬ。